

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

〃

○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定

障害福祉課

○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定

〃

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 基本測量の終了  
○ 洪水浸水想定区域の指定に係る指定の区域等の公表

### 【企業局】

監理課

河川課

### 【公安委員会】

○ 随意契約の相手方の決定

総務企画課

## 目次

担当課（室）

○ 岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

交通指導課

### 【正誤】

○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則の正誤  
（県例規集登載）

総務学事課

◎岡山県告示第二百十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 内山工業株式会社  
住 所 岡山市中区江並338番地  
氏 名 取締役社長 内山 兼三
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 内山工業株式会社赤坂工場  
所在地 赤磐市山口2121番地

# 平成31年4月19日 岡山県公報 第12086号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-28 4号)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-28 5号)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-21)		同左	
能	力	70万個/日		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	17	19.5	同左		25	32	15	21
	p H	9	10			11	13	同左	
	B O D (mg/L)	10	30			10	30		
	C O D (mg/L)	20	60			20	40		
	S S (mg/L)	60	90			60	80		
	油 分 (mg/L)	10	30			40	50		
	T-N (mg/L)	10	20			30	60		
	T-P (mg/L)	2	3			5	10		
	Z n (mg/L)	-	-			10	14		
	F e (mg/L)	-	-			-	-		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10	20			-	-	30	60

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成31年4月19日 岡山県公報 第12086号

区	分	変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (A F - 1)		同左	
能	力	5万個/日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		既設		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	10	13	同左	
	p H	11	13		
	B O D (mg/L)	10	30		
	C O D (mg/L)	20	40		
	S S (mg/L)	60	80		
	油 分 (mg/L)	40	50		
	T - N (mg/L)	30	60		
	T - P (mg/L)	5	10		
	Z n (mg/L)	-	-		
	F e (mg/L)	1	2		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)		-	-	30

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

# 平成31年4月19日 岡山県公報 第12086号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	化成廃水処理施設A				同左				
種 類 及 び 型 式	連続自動処理（凝集沈殿処理）				同左				
構 造	鋼板製（一部コンクリート製）				同左				
主 要 寸 法	凝集反応槽900mm×700mm×1,300mm×3槽 汚泥沈殿槽φ2,000mm×3,000mm				同左				
能 力	3 m <sup>3</sup> /時				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理前及びその状態及び通常の量の最大値並びに当該汚水等の処理後汚染物質の最大値並びに当該汚水等の通常の量の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	44	57	44	57	34	46	34	46
	p H	9	10	8	9	同左			
	B O D (mg/L)	10	30	8	25				
	C O D (mg/L)	20	40	15	30				
	S S (mg/L)	20	40	10	30	50	70	10	30
	油 分 (mg/L)	10	30	5	15	40	50	5	15
	T-N (mg/L)	60	90	40	60	40	60	40	60
	T-P (mg/L)	10	20	5	10	同左			
	Z n (mg/L)	10	20	5	10				
	F e (mg/L)	2	2	1	1				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-	40	60	40	60

平成31年4月19日 岡山県公報 第12086号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		化成廃水処理施設B				同左			
種 類 及 び 型 式		連続自動処理（加圧通水ろ過）				同左			
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）				同左			
主 要 寸 法		化成ろ過塔φ700mm×1,800mm 化成活性炭吸着塔φ700mm×2,400mm×2基				同左			
能 力		3 m <sup>3</sup> /時				同左			
処 理 の 方 法		中和, ろ過, 吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時間における当該汚水等の処理前後の状態及びその通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	44	57	44	57	34	46	34	46
	p H	8	9	6~8	8.4	同左			
	B O D (mg/L)	8	25	7	20				
	C O D (mg/L)	15	30	10	20				
	S S (mg/L)	10	30	5	25				
	油 分 (mg/L)	5	15	1	2				
	T-N (mg/L)	40	60	30	60	40	60	40	60
	T-P (mg/L)	5	10	2	7	同左			
	Z n (mg/L)	5	10	1	2				
	F e (mg/L)	1	1	1	1				
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-	40	60	40	60	

平成31年4月19日 岡山県公報 第12086号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		脱脂廃水処理施設C				同左			
種 類 及 び 型 式		脱脂水洗水循環処理装置				同左			
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）				同左			
主 要 寸 法		脱脂ろ過塔φ1,300mm×1,800mm×2基 脱脂活性炭吸着塔φ1,300mm×2,400mm×2基				同左			
能 力		15m <sup>3</sup> /時				同左			
処 理 の 方 法		ろ過, 吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	12	14	12	14	34	39	34	39
	p H	8	10	6~8	8.4	同左			
	BOD (mg/L)	10	30	5	10	同左			
	COD (mg/L)	20	60	10	30	20	60	10	20
	S S (mg/L)	60	90	20	40	60	90	10	30
	油 分 (mg/L)	10	30	2	3	同左			
	T-N (mg/L)	10	20	2	2	10	20	10	20
	T-P (mg/L)	2	3	1	2	同左			
	Z n (mg/L)	-	-	-	-	同左			
	F e (mg/L)	-	-	-	-	同左			
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	-	-	10	20	10	20

# 平成31年4月19日 岡山県公報 第12086号

## (5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 1			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	62	80	同左	
p H	7.3	8.4		
BOD (mg/L)	7	20		
COD (mg/L)	10	20		
SS (mg/L)	5	25		
油分 (mg/L)	2	3		
T-N (mg/L)	30	60		
T-P (mg/L)	2	7		
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	<3,000	<3,000		
Zn (mg/L)	1	2		
Fe (mg/L)	1	2		
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	30	60

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年4月19日から同年5月10日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び赤磐市役所

◎岡山県告示第二百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関	名 称	所 在 地	更新年月日
医療法人勲友会味野医院		倉敷市児島駅前一〇三	平成三十一年四月一日
医療法人恵葉会大森クリニック		倉敷市南畝三一四〇	平成三十一年四月一日
社会医療法人全仁会倉敷平成病院		倉敷市老松町四一三三八	平成三十一年四月一日
社会医療法人水和社会倉敷リハビリテーション病院		倉敷市笹沖二一	平成三十一年四月一日
公益財団法人弘仁会玉島病院		倉敷市玉島乙島四〇三〇	平成三十一年四月一日
医療法人仁徳会森下病院		総社市駅前一六一一	平成三十一年四月一日
医療法人睦会幸ヶ峯クリニック		赤磐市長尾一五	平成三十一年四月一日
医療法人社団井口会向陽台病院		真庭市上市瀬三六八	平成三十一年四月一日
渡辺薬局		倉敷市庄新町九一一二	平成三十一年四月一日
ザグザグ薬局宇野店		玉野市宇野二六二	平成三十一年四月一日
株式会社フジヤ薬局		備前市西片上一三〇八一	平成三十一年四月一日
かすみ薬局早島店		都窪郡早島町前鴻二八一	平成三十一年四月一日
訪問看護ステーションほほえみ		玉野市田井三一八一	平成三十一年四月一日
いずみ訪問看護ステーション		総社市小寺九九五一	平成三十一年四月一日
備前市訪問看護ステーション		備前市伊部二二三一一	平成三十一年四月一日

◎岡山県告示第二百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
高梁市国民健康保険成羽病院訪問看護ステーション		高梁市川上訪問看護ステーション	高梁市国民健康保険成羽病院訪問看護ステーション	平成三十一年四月一日
高梁市国民健康保険成羽病院訪問看護ステーション		高梁市川上町地頭二三四〇	高梁市成羽町下原三〇一	平成三十一年四月一日

◎岡山県告示第二百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
岡本薬局	瀬戸内市邑久町豊原339-2	H31.3.1
オリオフ歯科クリニック	小田郡矢掛町矢掛1878	H31.4.1

◎岡山県告示第二百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

施術所を開設していない施術者

氏名	住所	指定年月日
加藤 生	津山市小原151-5-II-201	H31.3.14





〔二六一〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人総社市体育協会

三 代表者の氏名

荒木千代信

四 主たる事務所の所在地

総社市三輪一三〇〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ活動、文化活動及び地域コミュニティ活動等の普及・促進を図り、まちづくりに貢献するとともに、心身共に健康で豊かな生活に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

名称、役員に関する事項及び会議に関する事項

〔一六二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県内全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正及び国土広域情 報修正）	測量の種類
平成三十一年三月三十一日	終了年月日

〔一六三〕水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年四月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称  
里見川水系里見川

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間並びに計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設部管理課及び同部井笠地域管理課に備え置いて縦覧に供する。）

# 平成31年4月19日 岡山県公報 第12086号

## ◎岡山県企業局公告第二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十一年四月十九日

岡山県公営企業管理者 佐藤 一雄

### 一 特定役務の名称

水島中央監視制御設備保守点検委託

### 二 契約期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

### 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号

### 四 契約の相手方を決定した日

平成三十一年三月二十二日

### 五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

### 六 契約金額

二九、一六〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、一六〇、〇〇〇円）

### 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

### 八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県公安委員会規則第四号

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月十九日

岡山県公安委員会

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則の一部を改正する規則

岡山県放置違反金の納付命令及び徴収等に関する規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第十四号中「1 置き 2 平成」を削る。

附 則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

〔七〕平成三十一年三月二十九日付け（号外）公布岡山県行政組織規則の一部を改正する規則（岡山県規則第二十三号）に誤りがあった。

一・終わりが ら九	頁・行
更正	誤
更生	正